

## 議 事 録

令和5年9月29日（金）午後1時30分から福井市役所本館8階第8AB会議室において9月定例会が開催された。

### ○議事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第36号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第37号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第38号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第39号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第40号議案	現況証明について	〃
第41号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第39号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第40号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第41号報告	農地法施行規則第53条第11号の規定による転用の事業計画の確認について
第42号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第43号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第44号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第45号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第46号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

#### 3 協議事項

協議番号	報 告 名
第2号協議	ふくい農業委員会だより第138号の編集委員について

#### 4 その他

○出席委員 31名

1番	清水	江梨華	
2番	渡邊	源治	
3番	寺井	重治	
4番	伊藤	義明	
5番	松田	三代	
6番	前川	雅彦	
7番	小寺	辰夫	(会長職務代理者)
8番	齊藤	和栄	
9番	藤田	佳光	
10番	内田	一朗	
11番	小川	喜久子	
12番	岩佐	實代	
13番	荒川	幸洋	
14番	東藤	美智子	
15番	前川	秀人	
16番	北川	健	(参与)
17番	伊川	憲邦	
18番	中川	洋一	
19番	池田	敏雄	(参与)
22番	吉岡	晶美	
23番	西岡	得雄	
24番	杉本	英夫	
25番	鈴木	謹一	
26番	豊岡	敏広	(参与)
27番	辻	邦晴	
28番	平元	理	
30番	野路	直美	
31番	齊藤	藤伸	
32番	山田	正則	
33番	廣部	厚	
35番	田村	洋子	

○欠席委員 4名

20番	志野	佑介	
21番	村嶋	哲郎	
29番	堀内	浩徳	
34番	山本	清幸	(会長)

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 海道久史

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 南 京 良 幸

局次長 加 藤 雅 和

課長補佐 谷 口 智 樹

主 幹 土 田 智 大

副主幹 三 木 真 人

主 査 岡 本 恵利佳

主 査 前 田 大 貴

主 事 伊 東 優 子

開 会 午後1時30分

(小寺会長職務代理者挨拶)

議 長  
(7番  
小寺 辰夫  
会長職務代  
理者)

それでは、ただ今から9月の定例会を開催いたします。  
なお、山本会長の他、志野委員、村嶋委員、堀内委員より欠席の連絡を受けております。  
また、伊川委員は、少々遅れるとのことですが。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。  
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
それでは、私の方から指名させていただきます。  
委員番号 8番 齊藤委員、9番 藤田委員、ご両名よろしくお願ひします。  
それでは、議事に入ります。  
第36号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局  
農政企画課

(第36号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第36号議案中、7番、上天下町の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号33番 廣部委員には、審議終了まで退席をお願いします。

《廣部委員 退席》

議 長

それでは、第36号議案中、7番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第36号議案中、7番の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議

ございませんか。

(異議なしの声)

議長 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
廣部委員に入場をお願いします。

《廣部委員 入場》

議長 　　廣部委員に報告します。  
第36号議案中、7番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、第36号議案中、8番及び9番、片山町の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号32番 山田委員には、審議終了まで退席をお願いします。

《山田委員 退席》

議長 　　それでは、第36号議案中、8番及び9番の案件について、ご意見、ご質疑等  
はございませんか。

(特に声なし)

議長 　　特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第36号議案中、8番及び9番の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
山田委員に入場をお願いします。

《山田委員 入場》

議長 　　山田委員に報告します。  
第36号議案中、8番及び9番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、第36号議案中、7番から9番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等  
はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第36号議案中、7番から9番を除いた案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第37号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第37号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第37号議案について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第38号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第38号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第38号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第39号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第39号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 寺井委員から報告をお願いします。

3番  
寺井 重治  
委員

第39号議案に関する現地調査につきましてご報告します。  
調査日は、9月19日(火)、調査委員は私と小寺会長職務代理者、地区担当委員2名と事務局3名の計7名で行いました。  
調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。  
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第39号議案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
なお、第39号議案中、2番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとします。  
続きまして、第40号議案「現況証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第40号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 寺井委員から報告をお願いします。

3 番  
寺井 重治  
委員

第40号議案に関する現地調査につきましてご報告します。  
調査日は9月19日、私と小寺会長職務代理者、地区担当委員8名、事務局3名の合計13名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

31番  
齊藤 藤伸  
委員

越廼中学校の案件ですが、既に建物が建っています。  
なぜ今までそのまま農地にしてあったのか、どういう経緯で今、これが分かったのか、もう何十年も経っていますが、本来あるべき姿ではないと思います。

事務局

今回、公共施設に関する議案が3件ありまして、議案番号1番、6・7番、9番が本市の施設となっています。

通常、公共事業で転用を行う場合、農業委員会の許可証が不要となっております。

実際、整備をした段階では許可を取っていません。

地目を変えるにあたって、通常であれば、土地の所有者でないと、土地の地目は変えられません。

市としては、こちらの公共施設でお借りしている土地になるので、登記の地目を変える権限が本市にはありません。

登記の地目を変えようとした場合、土地の所有者の方から法務局の方に、地目の変更の申請をしていただかないといけないのですが、施設を整備した段階では公共事業なので、許可証が交付されていません。

自ら地目の変更ができないので、相続時とか、所有権を移転させるタイミングで土地の地目を変更させる申請が上がってくるようになります。

公共事業なので違反性はないのですが、許可証が交付されていないので、事後的な形で土地の所有者から申請があり、農業委員会で問題がないかをご判断いただいたうえで、証明書を交付することになります。

本市の所有であれば土地の地目は変えられますが、お借りしている土地については本市の権限による地目の変更ができないので、このような形で土地の所有者から地目の変更に伴う申請があがってきます。

31番  
齊藤 藤伸  
委員

公共の物が建っていて、本人から申請が出てこないといけないと言いますが、建物を建てる時に登記がどうなっているか、本来は調べるでしょう。

事務局

調べます。

31番  
齊藤 藤伸  
委員

大分前に小中学校が建っているが、その間ずっと農地だったということ。  
地代・家賃を払っている場合、農地として支払っているのですか。  
きちんと調べないと、他の人からおかしいんじゃないかと言われた時に答えられない。

事務局

課税については現況で課税しますので、学校敷地として課税をしています。  
公共的な物については非課税なので、課税はされていませんが、土地の所有者に対して本市が土地を借りているので、賃貸料という形でお金の支払いはしています。

33番  
廣部 厚  
委員

公共事業の時は農業委員会の許可が要らないとのことですが、協議会等で協議はしないといけないのではないですか。  
届出するよう言えばいいと思います。

事務局

この件については、全国的に同じような事が起こってしまして、農業委員会に事後的な形で報告がくるので、他の市町の農業委員会でも問題だと認識しておりまして、この問題を解決するために福井県農業会議が国に対して、公共事業については農業委員会に情報提供するように要望書は出ささせていただいています。  
皆様から意見をいただきましたので、本市としても情報をもらえるように内部の方で調整をさせていただきたいと思います。

議長

うちの町内でも川、道、遊水地を同時に工事しています。  
町内の陳情の時に、土木事務所にどうなっているのかと言ったところ、半分ほど農地から外してくれました。  
もう半分も外してくれと言ったところ、余りにも数が多いのでかんべんしてくれと言われました。  
毎年でいいから少しずつしてくれと言うと、福井県内だけでも相当あるらしいんです。

33番  
廣部 厚  
委員

たくさんあるだろうけれど、新しく造ったところくらいはきちっとしてもらわないと。

事務局

令和4年3月に、市長と農業委員会が語る会があり、その時に伊藤委員が質問されたことが今のような内容でありまして、公共施設で借地になっているところの地目が田のままになっていて、その後、現況証明していく、その度その度判断しないといけないのか、という話がありました。  
その時市長には、行政がおろそかにしてきたんだろうと、借地ということで、元に戻す時に農地で戻せという契約になっていた場合等を想定して宅地にして

いなかったのでは、というような話があったのを覚えています。

市長からは今後、市が地面を買う場合は、地目の変更を行っていきますというような回答がありました。

市長がその後の全体部長会議で、今のような事案を説明されまして、今後公共事業をするうえでは、必ず地目を変更するようとおっしゃっておられましたので、報告させていただきます。

4 番  
伊藤 義明  
委員

市長とお話をする場がありまして、今のような話を聞きましたが、多いのは市町村合併前の案件がたくさんあります。

みんな何かに行き当たらないとしないんですね。

過去の事を掘り返してまでやるかということ、そこまではやらない。

3 1 番  
齊藤 藤伸  
委員

それは分かります。

他から、あそこはどうなっているのかと言われた時に、地区担当委員として説明できるようにしたいので聞きました。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第40号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第41号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第41号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を 当番委員でありました 寺井委員から報告をお願いします。

3 番  
寺井 重治  
委員

第41号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は9月19日、私と小寺会長職務代理者、地区担当委員1名、事務局3名の合計6名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。



事務局 はい。  
一時転用でも同様に、目的によって議案と報告を分けさせていただいております。

議長 他にございませんか。  
  
(特に声なし)

議長 他にないようですので質疑を終了いたします。  
続きまして、協議事項に移ります。  
第2号協議「ふくい農業委員会だより 第138号の編集委員について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第2号協議 説明)

議長 ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。  
  
(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。  
それでは、編集委員の班編成について、事務局案のとおりとすることによりましょうか。  
  
(異議なしの声)

議長 それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、よろしくお願いたします。  
続きまして、その他に移ります。  
事務局からお願いします。

事務局 (地域別協議について 説明)  
(今後の日程について 説明)

議長 本日の審議内容の総括を、北川参与よりお願いします。

16番 北川 健 委員 本日の定例会は、第36号議案から第41号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。  
また、第39号報告から第46号報告まで全て確認をさせていただきました。  
そのほか、第2号協議につきましても、原案どおり決定いたしました。  
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これもちまして、9月の定例会を閉会いたします。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後2時45分